

判例第 03/2016/AL 号

2016 年 04 月 06 日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され，最高人民裁判所長官 2016 年 04 月 06 日付け第 220/QĐ-CA 号決定により公布された。

判例の源

ハノイ市における「離婚」事件に関する最高人民裁判所民事法廷 2013 年 05 月 03 日付け第 208/2013/DS-GĐT 号監督審決定。当該事件の原告は Ms.ド・ティ・ホン氏で，被告は Mr.ファム・ジャ・ナム氏で，関連権利義務者は Mr.ファム・ジャ・ファク氏，Ms.フン・ティ・タイ氏，Mr.ファム・ジャ・オン氏，Ms.ファム・ティ・ルー氏，Mr.ブイ・ヴァン・ダップ氏，Ms.ド・ティ・ゴック・ハ氏である。

判例の内容の概要

両親が子の夫婦に一定の土地面積を提供し，子の夫婦が住居を作るためにその土地に住宅を建て，子の夫婦が住宅を建てる際に両親及びその他の家族の者は何ら反対意見がなかった場合において，子の夫婦が当該土地及び住宅を連続的，公開的，安定的に使用し，かつ土地登録手続をし，土地使用権証明書の発給を受けられたときは，その子の夫婦が土地使用権を贈与されたと確定しなければならない。

判例に関する法令の規定

・ 1986 年婚姻家族法第 14 条

夫婦の共有財産は，夫又は妻により職業に関して作り出し，収入を得た財産及び婚姻中の夫婦のその他の合法的収入，夫婦が共同して相続し，又は贈与された財産を含む。

・ 1995 年民法第 242 条（合意による所有権の成立）

売買，贈与，交換，貸付契約により財産の交付を受けた者は，他に合意又は法令に他の規定がない限り，財産を受け取った時からその財産の所有権を有する。

・ 1995 年民法第 176 条 2 項（所有権の成立要件）

所有権は，財産について以下の各場合に成立する：

2- 合意により，又は権限を有する国家機関の決定により所有権が移転した。

判例のキーワード

「離婚」，「夫婦共有財産」，「財産の贈与」，「所有権成立要件」，「合意による所有権成立」

事件の内容

Ms.ド・ティ・ホン氏と Mr.ファム・ジャ・ナム氏は、1992 年に結婚し、ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社人民委員会に登録した。しばらく同居生活をしていましたが、衝突が発生したので、二人は 2008 年 9 月から現在まで別居している。2009 年 04 月 18 日、Ms.ホン氏は Mr.ナム氏との離婚を求めるために提訴し、Mr.ナム氏もその離婚請求に同意した。

子について：夫婦には、1992 年生まれの長男ファム・ジャ・カン氏、及び 2000 年生まれの長女ファム・フオン・ジャン氏の 2 人の子がある。Ms.ホン氏も Mr.ナム氏も二人の子を養育する希望を有し、互いに相手に対し子の養育のための寄与を求めない。カン君の希望は Mr.ナム氏と住むことであるが、ジャンちゃんの希望は Ms.ホン氏と住むことである。

財産について：同居していた頃、Ms.ホン氏、Mr.ナム氏夫婦は、2002 年に 2 階建ての住宅を建てた。（2005 年に暑さ防止のため、更に屋根裏部屋を増築した。）。その住宅はトゥオン・ティン県ヴァン・タオ社にある 80 m²の土地に建てられた。夫婦は、住宅につき、夫婦共有財産だと合意したが、土地につき合意できなかった。

Ms.ホン氏によれば、その土地は、1992 年にファム・ジャ・ファク氏（ナム氏の父）の家族から提供されたものであり、その後ファク氏の家族が集まり、Ms.ホン氏の夫婦にその土地を提供することを、書面を作成せずに合意したものである。2001 年に、ファク氏に督促された上で、Mr.ナム氏は赤い本¹の発給手続きをしたので、Mr.ファム・ジャ・ナム氏の名義で土地使用権証明書の発給を受けられた。そのため、この土地は夫婦の共有財産となる。

彼女は住宅及び上記の土地の使用、また価格確定評議会により決められた値段で Mr.ナム氏に土地及び土地付着財産の価値の 2 分の 1 を清算するように請求する。

Mr.ナム氏によれば、その土地は 1992 年に彼の両親に提供されたものであり、家族に兄弟姉妹が多くいるので、両親が彼の夫婦に贈与したわけではなく、住居のために貸してくれただけである。2001 年、彼は、自分で勝手に土地登録手続きをし、彼の家族はその登録を知らなかった。彼の主張は、ファク氏にその土地を返還することである。

Mr.ファク氏と Ms.タイ氏（ナム氏の両親）によれば、当該土地の起源は 1992 年にヴァン・タオ社人民委員会によりその 2 人に交付されたものである。ファク氏夫婦はその土地に 4 級住宅を建てた。ファク氏の家族は、1993 年に Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦に当該土地に住むことを許可したが、贈与しなかった。なぜならば、彼の妻が当時まで 15 年間麻痺しているので、彼とオン氏（ナム氏の弟）は世話しなければならない。

¹ 赤い本＝土地使用権証明書

家族の希望は、Mr.オン氏には住居がないので、Mr.オン氏にこの土地を贈与することである。土地が提供されたとき、家族には、Mr.ファク氏、Ms.タイ氏、Ms.ルー氏と Mr.オン氏の4人がいた（ナム氏は当時点で家族を離れた。）。Ms.ホン氏が Mr.ナム氏に離婚請求をした時、家族は、2001年に Mr.ナム氏が勝手に土地登録手続をしたことを知った。そこで、Mr.ファク氏と Ms.タイ氏は、Mr.ナム氏と Ms.ホン氏に当該土地の返還を求める。

その他、事件を解決する過程において、Ms.ホン氏は、Mr.ナム氏が第一陸軍士官学校からタイク・タット県にある 125 m²の土地を交付されたことを供述し、この土地も分割するよう請求したが、その後、この土地の分割の解決を請求しなくなった。

借金について：Ms.ホン氏によれば、Ms.ホン氏夫婦は、Ms.ホアン・ティ・チュ氏（ホン氏の母）から 9999 ゴールド²7,5 チーヴァン³を借り入れ、Ms.ド・ティ・ゴック・ハ氏（ホン氏の姉）から 9999 ゴールド 1 量⁴を借り入れ、Mr.ブイ・ヴァン・ダップ氏から月 1.25%の利率で 150.000.000 ドンを借り入れた。これらの借金の全ては証明文書がない。Ms.ホン氏は、Mr.ナム氏に彼女と一緒に上記の借金を返済するよう求める。

ナム氏によれば、彼の夫婦は Ms.チュ氏から 7,5 チーヴァンを借り入れたのみであり、13.875.000 ドン（3,75 チーヴァンに相当する金額）を返済した。他の借金を知らないで、Ms.ホン氏の請求するとおりの返済に同意しない。

2010 年 11 月 03 日に価格確定評議会は財産の価格を以下のように確定した。

土地: 80m² x 22.000.000 ドン/m² = 1.760.000.000 ドン

住宅: 475.865.000 ドン。財産の総額は 2.235.865.000 ドン

2011 年 05 月 17 日付第 03/2011/HNGĐ-ST 号第一審判決において、ハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所は以下のように判決した。

1. 夫婦関係について：Ms.ド・ティ・ホン氏は Mr.ファム・ジャ・ナム氏と離婚される。

2. 子について：2000 年 08 月 14 日生まれの長女ファム・フオン・ジャンちゃんの成年までの養育は Ms.ホン氏に帰属する。Ms.ホン氏が要求するときまで、子の養育

²純度 99,99%の金をいう。

³原文ベトナム語 “chi vàng” (ベトナムにおいてゴールドの数え単位。1 チーヴァン=3,75g のゴールド)

⁴原文ベトナム語 “cây/ lượng” (ベトナムにおいてゴールドの数え単位。1 量=10 チーヴァン=37,5g のゴールド)

費用に関するナム氏の寄与を暫時停止する。Mr.ナム氏は子と面会する権利を有し、誰もその権利を妨げることはできない。

3. 共有財産，貢献した寄与分：ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホアにおける第5号地図の第63号番地の土地にある2階建て1屋根裏部屋のある住宅及び土地付着財産の全部が，Ms.ド・ティ・ホン氏とMr.ファム・ジャ・ナム氏の共有財産で，475.865.000 ドンの価値を有することを確認する。

4. ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホアにおける第5号地図の第63号番地の80m²土地の土地使用权は，Mr.ファム・ジャ・ファク氏の家族に帰属することを確認する。Ms.ド・ティ・ホン氏とMr.ファム・ジャ・ナム氏は，ファム・ジャ・ファク氏の家族に対し，ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホアにおける第5号地図の第63号番地の80m²の土地を返還しなければならない。ファム・ジャ・ファク氏の家族に対し，この土地にある全ての財産（2階建て住宅及び他の地上施設）の所有権を与える。Mr.ファム・ジャ・ファク氏の家族は，Ms.ド・ティ・ホン氏及びMr.ファム・ジャ・ナム氏の各自に対し，237.932.500 ドンを支払わなければならない。

5. トゥオン・ティン県人民委員会に対し，Mr.ファム・ジャ・ファク氏が請求するときは，ファク氏に新しい土地使用权証明書を発行するために，2001年12月21日発行のMr.ファム・ジャ・ナム氏名義の土地使用权証明書第U060645号を回収するよう建議する。

6. Mr.ファム・ジャ・ナム氏の個人の志願に基づき，Ms.ホン氏に800.000.000 ドンを支援することを認証する。

7. Ms.ド・ティ・ホン氏は，Mr.ブイ・ヴァン・ダップ氏に対し，179.820.000 ドンを返還しなければならない。

8. Ms.ド・ティ・ホン氏のその余の請求を棄却する。

その他，第一審裁判所は，訴訟費用と控訴権について決定した。

2011年05月19日，Ms.ホン氏は，第一審判決の全てにつき控訴した。

2011年05月24日，Mr.ナム氏は，Ms.ホン氏が新住居を作るために，Ms.ホン氏に800.000.000 ドンを支援することに同意しないので，控訴したが，控訴審の公判においてこの控訴請求を取り下げた。

2011年08月30日及び2011年09月06日付け第105/2011/LHPT号控訴審判決において，ハノイ市人民裁判所は，次のとおり決定した。

ハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所 2011 年 05 月 17 日付け第一審婚姻家族事件判決第 03/2011/HNGD-ST 号（上記記載）を維持する。

その他、控訴審裁判所は訴訟費用について判決した。

控訴審の後、Ms.ホン氏及び Ms.ホアン・ティ・チュ氏は、監督審手続による上記控訴審判決に対する再審査を申請した。

最高裁判所長官は、2013 年 01 月 03 日付け異議申立決定第 05/2013/KN-HNGD-LD 号において、ハノイ市人民裁判所 2011 年 08 月 30 日及び 2011 年 09 月 06 日付け第 105/2011/LHPT 号控訴審婚姻家族事件判決に対し、異議申立てをした。最高人民裁判所民事法廷に対し、上記の控訴審婚姻家族事件判決及びハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所 2011 年 05 月 17 日付け第 03/2011/HNGD-ST 号第一審婚姻家族事件判決における財産関係に関する部分を破棄し、法令の規定に従い再度第一審を行うためにハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すという方針に基づき、監督審を行うことを提議した。

監督審の公判において、最高人民検察院の代表者は、紛争の土地については Mr.ファク氏の家族に土地が交付された時に Mr.ナム氏がいなかったため、両親が Mr.ナム氏に当該土地を贈与したと認めるための根拠がないと主張し、当該土地がまだ Mr.ファク氏の家族の財産であることを肯定した。二級裁判所が、土地が Mr.ナム氏の両親の財産だと確定したことは正しく、間違ったことは Ms.チュ氏から借り入れた借金の部分だけであると述べた。そのため、最高人民検察院の代表者は、裁判所に対し、最高人民裁判所の所長の異議申立てを認めないことを提議した。

最高人民裁判所民事法廷は以下のように判断した。

婚姻関係及び子については、各級裁判所は解決し、当事者は不服申立てをしない。

財産関係について：当事者が争っている財産は、ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホア村所在の Mr.ファム・ジャ・ナム氏の家族を名義人とした 80m² の土地である。

書類上、上記の土地の起源は、1992 年にトゥオン・ティン県ヴァン・タオ社人民委員会により交付された Mr.ファム・ジャ・ファク氏の財産である。Mr.ファク氏への土地の交付に関する社級人民委員会の土地交付記録書からみれば、当該土地交付記録書の作成時点で Ms.ホン氏は既に Mr.ナム氏と結婚している。しかし、土地交付手続に関するトゥオン・ティン県ヴァン・タオ社における第一審裁判所の確認結果によれば、ヴァン・タオ社は既に 1991 年から土地の交付方針を有していた。土地交付手続を行なったとき、Mr.ファク氏の家族には、Mr.ファク氏、Ms.タイ氏、Ms.ルー氏、Mr.オン氏とい

う 4 人しかいないが（この時点では Mr.ナム氏が軍隊に出ている、戻っていないため）、土地の交付は、多数人がいる世帯に行われるもので、Mr.ファク氏夫婦及びその子たちに交付するので、Mr.ナム氏も土地交付の対象となる。土地を受け取った後、Mr.ファク氏家族はその土地に 4 級住宅を建てた。1993 年、Mr.ファク氏の家族は、Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦をこの土地に移転させ、その時から今まで土地の管理、使用を連続的に続けてきた。

Ms.ホン氏は、Mr.ファク氏の家族が彼女の夫婦に当該土地を贈与したと主張したが、Mr.ファク氏と Ms.ナム氏は、家族が彼の夫婦に土地を贈与していないと主張した。

次のとおり認識する：ヴァン・タオ社人民委員会の確認によれば、2001 年、社は、土地使用権証明書を発給するために、ヴァン・タオ社内の各世帯に土地の申告を行わせ、各世帯は村落の役場に申告した（記録 103）。社内の全ての世帯はこの土地申告方針を知っている。Mr.ファク氏は土地の主であるものの、申告に行かなかった。Mr.ナム氏は、当該土地に住んでおり、かつ証明書発給手続きをするために申告に行った者である。2001 年 12 月 21 日、Mr.ナム氏は、Mr.ファム・ジャ・ナム氏の世帯を名義人とする土地使用権証明書第 U060645 号を発給された。Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦は、2002 年に 2 階建ての住宅を建て、次に 2005 年に 3 階となる屋根裏部屋を増築した。Mr.ファク氏及び Mr.ナム氏家族にいる兄弟姉妹の全員が Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦の建設を知っているが、誰も反対意見を出さなかった。つまり、土地使用権証明書を発給された時点（2001 年）から Mr.ナム氏と Ms.ホン氏の離婚（2009 年）まで、Mr.ファク氏の家族は誰も Mr.ナム氏に対する証明書発給や Mr.ナム氏の建設活動についての不服を一切有していなかった。それは、当該土地を Mr.ナム氏と Ms.ホン氏に贈与したという Mr.ファク氏家族の意思を表したといえる。そのため、Mr.ファク氏と Mr.ナム氏が、Mr.ナム氏が勝手に土地登録をした、Mr.ファク氏がそのことを知らないと供述したことは、認める根拠がない。結果として、Mr.ファク氏の家族が Ms.ホン氏夫婦に当該土地を贈与したとの Ms.ホン氏の供述は正しい根拠を有する。

したがって、各級の裁判所が、Mr.ナム氏が土地使用権証明書の発給手続きをするときに Mr.ファク氏がそのことを知らなかった；また Ms.ホン氏が夫の家族が夫婦に土地を贈与すると言ったことを証明する証拠がなく、ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホア村所在の 80m² の土地が Mr.ファム・ジャ・ファク氏の家族の財産だと証明するための根拠がないと判断することに伴い、Mr.ナム氏、Ms.ホン氏に対し、土地を Mr.ファク氏の家族に返還することを求めるとは正しくない。当事者の権利を確保するために、争っている当該土地は夫婦ナム氏、Ms.ホン氏の共有財産だとみなされるべきであり、かつ分けるとき、Mr.ナム氏が Ms.ホン氏より寄与しているとみなし

たうえで当事者の寄与分に応じ分けなければならない、また、当事者に現物を分けるには住居のニーズに基づかなければならない。

Ms.ホアン・ティ・チュ氏 (Ms.ホン氏の実母) の不服申立内容について：2011 年 05 月 07 日（第一審の公判の前日）に Ms.ホアン・ティ・チュ氏はトゥオン・ティン県人民裁判所に申立書を送付した。申立書の内容は、「今日 2011 年 05 月 07 日、私は、娘とその夫から私に返済するお金を受け取りました。裁判所に、この件の解決をしないよう提議します」というものである。第一審裁判所が、Ms.チュ氏の訴訟費用の立替え払いとしての金額（200.000 ドン）を差し押さえ、国家予算に算入することを決定したが、Ms.チュ氏の借金返済請求の解決を中止しなかったことは民事訴訟法の第 192 条 1 項 d 号の規定に反する。しかし、第一審の後、Ms.チュ氏が控訴せず、かつ検察院が異議申立てをしないので、控訴審裁判所は、民事訴訟法の第 263 条に基づき、控訴、異議申立てがある、又は控訴、異議申立ての内容の審理と関連する第一審の判決、決定の残り部分のみを再審理した。そのため、上記の内容に関する最高人民裁判所長官の異議申立ては必要ではない。

したがって、最高人民裁判所民事法廷は、Mr.ナム氏、Ms.ホン氏が争っている財産の部分（ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホア村所在の 80m2 の土地）に関する最高人民裁判所長官の異議申立てが根拠があると判断する。

上記の理由により、民事訴訟法第 291 条 2 項、297 条 3 項、及び 299 条に基づき、

決定する

原告ド・ティ・ホン氏と被告ファム・ジャ・ナム氏との離婚を解決したハノイ氏人民裁判所 2011 年 08 月 30 日及び 2011 年 09 月 06 日付け第 105/2011/LHPT 号控訴審婚姻家族事件判決及びハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所 2011 年 05 月 17 日付け第 03/2011/HNGĐST 号第一審婚姻家族事件判決のうち財産関係に関する部分を破棄する。

法令の規定に従い再度第一審を行うため、ハノイ市トゥオン・ティン県人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

判例の内容

「ヴァン・タオ社人民委員会の確認によれば、2001 年、社は、土地使用権証明書を発給するために、ヴァン・タオ社内各世帯に土地の申告を行わせ、各世帯は村落の役場に申告した（記録 103）。社内の全ての世帯はこの土地申告方針を知っている。Mr.ファク氏は土地の主であるものの、申告に行かなかった。Mr.ナム氏は、当該土地に

住んでおり、かつ証明書発給手续をするために申告に行った者である。2001 年 12 月 21 日、Mr.ナム氏は、Mr.ファム・ジャ・ナム氏の世帯を名義人とする土地使用権証明書第 U060645 号を発給された。Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦は、2002 年に 2 階建ての住宅を建て、次に 2005 年に 3 階となる屋根裏部屋を増築した。Mr.ファク氏及び Mr.ナム氏家族にいる兄弟姉妹の全員が Mr.ナム氏、Ms.ホン氏夫婦の建設を知っているが、誰も反対意見を出さなかった。つまり、土地使用権証明書を発給された時点（2001 年）から Mr.ナム氏と Ms.ホン氏の離婚（2009 年）まで、Mr.ファク氏の家族は誰も Mr.ナム氏に対する証明書発給や Mr.ナム氏の建設活動についての不服を一切有していなかった。それは、当該土地を Mr.ナム氏と Ms.ホン氏に贈与したという Mr.ファク氏家族の意思を表したといえる。そのため、Mr.ファク氏と Mr.ナム氏が、Mr.ナム氏が勝手に土地登録手続をした、Mr.ファク氏がそのことを知らないと供述したことは、認める根拠がない。結果として、Mr.ファク氏の家族が Ms.ホン氏夫婦に当該土地を贈与したとの Ms.ホン氏の供述は正しい根拠を有する。

したがって、各級の裁判所が、Mr.ナム氏が土地使用権証明書の発給手続をするときに Mr.ファク氏がそのことを知らなかった；また Ms.ホン氏が夫の家族が夫婦に土地を贈与すると言ったことを証明する証拠がなく、ハノイ市トゥオン・ティン県ヴァン・タオ社ヴァン・ホア村所在の 80m² の土地が Mr.ファム・ジャ・ファク氏の家族の財産だと証明するための根拠がないと判断することに伴い、Mr.ナム氏、Ms.ホン氏に対し、土地を Mr.ファク氏の家族に返還することを求めるとことは正しくない。当事者の権利を確保するために、争っている当該土地は夫婦ナム氏、Ms.ホン氏の共有財産だとみなされるべきであり、かつ分けるとき、Mr.ナム氏が Ms.ホン氏より寄与しているとみなしたうえで当事者の寄与分に応じ分けなければならない。また、当事者に現物を分けるには住居のニーズに基づかなければならない。」